

シナリオ：模擬裁判「猿蟹合戦」

監修 鈴木博康

シナリオ作成 2020年度専門演習A・B ゼミ生

2020年度は「特別な年度」となった。いわゆるコロナ禍（COVID-19）のなか、本学においても遠隔授業（オンライン授業、リモート授業とも）が行われた。本学では年度当初、授業開始時期を例年よりも1か月後ろ倒しして5月の連休明けから行うこととしたうえで、学内の全授業科目を春学期全15回の授業のうち、半分の第7回目までを遠隔授業として実施することが計画された。しかし、のちに感染状況にかんがみ、学期途中で全15回を遠隔授業として行うことに変更され、当職の担当するゼミにあっても、春学期全15回が遠隔により行われることとなった。

遠隔授業のweb技術¹に関する詳細は省くが、この模擬裁判の授業は演習

1 本学では、ネットワーク環境につき Microsoft の Office365 を用いているところ、従来より入学時には全学生に対して、それぞれにアカウントを付与している。このうち、いわゆる遠隔会議システムとしては、Teams が利用可能であり、当職のゼミにあつては、この Teams を用いて各学年のクラスごとに編成し、遠隔授業を進めることとした（振り返れば、軌道に乗るまで相当に困難であった。本学の多くの学生は自宅にパソコンを所有しておらず、（学内入構規制下にあつても大学の教育用パソコンの使用を一定の条件で認めてはいたものの）授業の視聴・参加をはじめ、課題のレポート提出なども、自己のスマホから行なっている例が多かった。中にはレポートをメール本文で送ってくる例もあり、学生のパソコン環境のみならずスキルが相当にまちまちだったのは、教員にとって今後の大学教育の方法手順について考える上でも貴重な知見になった。蛇足ながら、メール本文でレポートを書き、提出していた学生は、最終的には Word で作成したレポートを添付ファイルで送信できるまでの技術を習得した。）。また、このシステムとは別に、学内においては KIU ポータルと呼んでいる、いわゆる授業支援システムが存在する。この KIU ポータルについては、コロナ以前には、当職も含め多くの教員が、主としてシラバスの提示や出席管理、成績付与の機能の部分のみを使用する程度にとどまっていたが、今般、授業の実施方法に関して全学的、個別的に多く「掲示板」機能の役割を果たしたほか、各授業における、授業資料配布、課題作成・授受・採点管理、定期試験作問・実施・採点管理等としても使用する例が広がった。なお余談だが、初等・中等教育の現場にあつては、児童・生徒に対して個別にアカウントを設定するところから求められるわけであるが、各家庭におけるネットワーク環境の状況もさまざまであつたであろうから、遠隔授業の実施は大学以上に大変

科目であるので、講義科目（本学では遠隔の講義科目の多くは、一定期間内にweb上の授業資料を視聴・閲覧し、合わせて課題提出を行うという「オンデマンド型」でなされた）とは異なり、「同時双方向型」による遠隔でなされ、すなわち、本来の対面授業（面接授業とも）と同一の曜日・時限に、学生たちは教員とオンラインで接続のうえ、「演習」の授業を行うこととなった。

また、夏季のオープンキャンパスについても、当初の学年暦（学事暦）ではこれまでと同様に、通常通りに実施するものとして予定されていたが、開催時期が近くなったところで規模や企画自体の見直しが行われ、参加者においても事前申し込みを要するほか人数の制限も設けるなど、大幅に計画・運営方法の変更がなされた。その結果、これまで当職以前からも長年にわたって続いてきたオープンキャンパスでの模擬裁判の企画も今回初めて中止となったが、授業としては、そのオープンキャンパスの企画の有無にかかわらず、模擬裁判を教材として継続して進行した。

今回は、「猿蟹合戦」を題材に展開した。既存の物語をもとにこれを刑事裁判化していくという方法は従来通り²で、手順としては、学生たちから刑事事件として展開しやすい、「あたり」をつけた物語の候補を複数挙げてもらったうえで、その中から猿蟹合戦を選び、これをもとに試みるということとなった。

猿蟹合戦を刑事事件にする、という学生たちの選択から、母カニをサルは暴力？によって殺害された息子カニが、サルに対して、栗、蜂、糞、臼とともに仕返しをする（＝合戦）、という物語の骨格を前提にしたとき、教員においてすぐに思い浮かんだのは、共犯関係はともかくも、サルに仕返しをした息子カニを被告人とする刑事裁判³である。ところが学生たちが被告人としたのは、

な場面もあったのではないかと思う。

2 この経緯については、本誌24巻3号（2018年3月）の拙稿「法学部教育における模擬裁判の実践例」参照。また、これを受けてシナリオへの関心が寄せられたことから、25巻1.2号合併号（2018年12月）では「3匹のこぶた」、26巻1.2.3号合併号（2020年3月）では「白雪姫」のシナリオを示した。あわせて参照されたい。

3 なお、主犯格の蟹は死刑となり共犯者の栗たちも無期徒刑となる一方で、弁護人自身をはじめ各界の識者コメントによっても、ほとんど被告人蟹の肩を持つ者がいないという、昔

以下のシナリオの通り、母カニを死亡させたというサルで、これは猿蟹合戦の物語の中でも前半部分に注力することになる。

物語を借用してそれを刑事裁判にするというこれまでの手法にかんがみるとき、従来そうであったように、その物語の骨格となる部分が展開されることが、わかりやすさ、興味の持ちやすさの点で傍聴人である観客にとって優れているはずであり、なにより、前半部に焦点を当てるのならば栗たちの存在がなくても成り立ってしまうことから、これでは「合戦」ではなくなってしまうのではないかという懸念もあり、正直、教員としてはその設定に戸惑いもあった。

もっとも、のちに授業が進行していく過程で学生たちが話していたことには、法治国家にあっては、原作のような実力によった仕返しは適切ではなく、加害者サルに対しては法的に向き合うことが望まれるのだとして、栗たちを法曹関係者として（あるいは学生たちのそうした意を汲むのであれば、事件設定によっては裁判員としても、ということも考えられるであろうが）登場させるという心づもりであったことが判明する。学生たちはなぜ息子カニではなくサルを被告人にするのかということに疑念を抱きつつ授業を進めた教員には終盤まで及びもつかない設定（発想）であったが、ここに、法治国家における「合戦」として、学生たちなりに込めた思いがあったことには、感服させられた。

しかしながら、今回の物語の設定には困難が生じた。元の物語の展開からすると、おそらくは、被害者母カニに対してまだ熟していない青い柿の実を投げつけて死亡させたという被告人サルの行為は、殺人ないしは傷害致死の可能性が考えられるところ、このサルの行為の動機が原作の中では定かではなく、さらに、そこに至る過程においても、カニの持っていたおにぎりと自分の柿の種

ながらの物語の後日談を描いた、芥川龍之介の作品『猿蟹合戦』も同様の構成である。作品の中で、死刑執行後、次世代にわたってなおも再度の猿と蟹の合戦を思わせるような展開を示したのちに、「君たちもたいい蟹なんですよ」と締めくくられるこの物語は、社会へ皮肉な視線を投げかけ芥川ならではの世界観を感じさせるものであり、とくに、猿と蟹がそれぞれ何をたどっているのか、という考察は興味深い。が、法学徒としては深くは立ち入らない。

とをだまして？交換しているなど、物語では一方的にサルが悪者として描かれているように見える。ゼミ内において検討が進行していくにしたがって、例えば、検察官の主張のように被告人サルの行為が殺人であるとして、今度は弁護人としてはこれにどう反駁するのか。こうした展開の物語を前にしたとき、ゼミ内では、なかなか反論の材料が見当たらないということが分かってきた⁴。もちろん、模擬裁判での争点としては、被告人サルの情状立証ということも考えられた。なるほど、情状を傍聴人・参観者に問題提起し、量刑の検討をする、というも展開に値する。しかしこれまでの模擬裁判では、判決までもを起案した例が過去、白雪姫の1つのみであったこと、さらには、(もちろん傍聴の高校生に対しては各自考えてもらうという点では優れているものの)フロアとのやり取り(評議)の中で進行するということが予定はしていても、これまでは実際には時間の制約等からほとんどできていなかったという事情もあり、また、なによりも情状のためのネタがなかなか思いつかず、模擬裁判の展開としては難航した。

授業としてはこうした検討を加えていく段階ですでに相当の時間・授業回数を費やしていたが、最終的には、原作からはかなり異なる展開を示すことになった。すなわち、稲作作業(おにぎり)と柿の収穫作業(柿の種)という、互いに農作業の手伝いをし合う(交換する)関係であったところ、サルの不注意により、母カニが死亡したという過失の事案として構成していくこととなった。主たる争点は注意義務、すなわち収穫作業に伴う危険性(侵害結果)の予見、結果回避の可能性・義務違反の有無、ということとなった⁵。

4 さらに、学生のこだわりとしては、柿の種とおにぎりの交換のエピソードをどこかに紛れさせておきたいというのもあり、これは原作の中ではサルを一方的に悪者として描くことを補強する要素として機能するものであるから、模擬裁判のシナリオの全体構成を考える上では一層足かせとなった。

5 争点をどう設定するかは、フロアの傍聴人(例年であればオープンキャンパスで来場の高校生)にとっても関心の向けられる先である。学生としては、せつかくの自由に創作展開できる模擬裁判なので、対抗軸を大きく取りたいとして、無罪を争う構成にしたいという強い意向もあった。また、このほか原作に倣うという展開からは、柿を投げつけた点を殺人とするか、傷害致死とするか、故意、すなわち殺意の有無を争点化することも考えら

実は、春学期は全15回遠隔の中でゼミが進行したが、ついにこの期間内には仕上げるができなかった。夏休みが終わり秋学期に入ると、本学では演習授業は原則対面でなすこととなったため、例年の通り、当ゼミにあてがわれた法廷教室で引き続き行うこととなった。演習授業を遠隔でなすという制約はもちろん、物語の選定作業に始まり、事件の争点（そして、そのための原作への「大幅な」脚色⁶）、さらには被告人等関係者の設定など、例年とは比べ物にならないほどの紆余曲折を経たが、以下、模擬裁判「猿蟹合戦」のシナリオを示す。（2020. 11. 24. 記）

※なお、脱稿後のこととして、高大連携について付記する。前出の拙稿でも触れているが、これまでの模擬裁判のシナリオはオープンキャンパスでの披露のみならず、高大連携事業（高校生に向けた大学の模擬授業）としても用い、本学と協定を締結した県立高校の来学の折には高校生自身による配役で法廷教室での実演もなされてきた。今回もその用意はあったのであるが、コロナ禍の中では先方の大学での学びという企画自体がなかったことから模擬裁判の「再演」も実施できず、結果的に本作品はゼミ内だけでの実施にとどまり、自己完結しているのみの現況である。

れたが、これも元の物語だけでは「ネタ」が少なすぎて、議論を進めるうちに争点の設定には困難であることが次第に分かってきた。

6 元の物語を稲作と柿の収穫作業として変換させたのみならず、柿について調べていた学生は、富有柿の発祥地とされる地域を見出し、さらにそこから発想を広げ、そもそも柿を知らない地域の人々、柿初見、というところまで展開させた（初見殺し？）。

開廷・人定質問

被告人が弁護人とともに入廷し着席している（在宅事件）。やがて、裁判官が登場。

裁判長「それでは、被告人 ^{やまの きるお} 山野猿男に対する重過失致死被告事件の審理を始めます。被告人は、前に立ってください」

被告人、証言台の前に立つ。

裁判長「名前を何と言いますか」

被告人「山野猿男 です」

裁判長「生年月日はいつですか」

被告人「1992年8月7日です」（※申年、バナナ）

裁判長「仕事は何かしていますか」

被告人「稲作農家です」

裁判長「本籍はどこですか」

被告人「岐阜県瑞穂市^{みずほ}桃栗^{ももくり}13番地 です」（※瑞穂市：富有柿発祥地）

裁判長「住所はどこですか」

被告人「本籍と同じです」

起訴状朗読

裁判長「それでは検察官、起訴状を読んでください。被告人はよく聞いていてください」

検察官、起訴状を朗読する。

黙秘権の告知、被告人・弁護人の陳述

裁判長「ここで被告人に注意しておくことがあります。被告人には黙秘権という権利があります。答えたくない質問には答えなくてかまいません。最初から最後までずっと黙っていることもできます。質問に答えても構いませんが、法廷で話をしたことは、あなたにとって有利な証拠にも不利な証拠にもなりますからよく考えて発言してください。ただし、黙秘というのは、黙っているということであって、積極的にうそを言うことが認められているわけではありません。わかりましたか」

被告人「はい」

裁判長「そこで質問しますが、先ほど検察官が読み上げた起訴状の内容はその通りで間違いないですか」

被告人「蟹座刃佐美^{かにざはさみ}さんの生命を奪うことになってしまったことにはお詫びのしようもありません。冒頭にまずそのことを謝りたいです。そして、私が蟹座刃佐美さんの果樹園で柿の収穫作業をしていたことも事実です。しかし、私も蟹座刃佐美さんも柿のことについては何も知りませんでした。収穫の方法もこれまでの梨や桃のように収穫するのと同じようにすれば十分だと考えていました。それがこのような事故になるとは思ってもいなかったです」

裁判長「弁護人の意見はいかがですか」

弁護人「基本的に被告人の主張と同様です。被告人の居住する地域では、柿に通じた者が一人もいないため、被告人はもちろん、蟹座刃佐美さんも柿の収穫の方法については知る由もありませんでした。したがって収穫作業の危険性について予見可能性はなく、また結果を回避することもできません。そのような中で起きた事故です。また、被告人の収穫した柿が蟹座刃佐美さんにぶつかったということですが、原因はそれ以外の可能性もありますのでその点も争います。被告人は無罪です」

裁判長「被告人は席に戻ってください」

被告人、元の席に戻る。

冒頭陳述

裁判長「それでは検察官、冒頭陳述ぼうとうちんじゆつを行ってください」

検察官、冒頭陳述書を読み上げる。

裁判長「続いて、弁護人べんろんようしは弁論要旨を述べてください」

弁護人、弁論要旨を読み上げる。

証拠請求

裁判長「検察官、証拠請求を行ってください」

検察官、証拠等関係カードに基づいて、説明を始める。

検察官「検察官が請求を行う証拠は、証拠等関係カード記載の各証拠です。

まず、検1号証は、被告人やまのさるお 山野猿男の戸籍抄本 です。

検2号証は、果樹園の柿の木の実況見分調書 です。

検3号証は、被害者かにざはさみ 蟹座刃佐美さんの死体検案書 です。

検4号証は、本件柿の実の鑑定書 です。

検5号証は、証人として 息子のかにざかつと 蟹座勝人 さんです。

検6号証は、同じく証人として 医師のぬくいいろり 温井圀炉裏 さんをそれぞれ請求
します。

息子さんは当日の作業の様子について、医師の温井さんは被害者の死因につ

いて確認したいと思います」

裁判長「弁護士、何か意見はありますか」

弁護士「検1、2、5号証は同意します。しかし、検3、4、6号証については、予断を与えるものですから却下して下さい」

裁判長「検1号証から検6号証まで、すべて採用します。弁護士からは何かありますか」

弁護士「弁護士からは、近隣住民の みずおけいんげん 水桶隠元 さんを証人として請求します」

裁判長「検察官、意見はありますか」

検察官「不同意です。目撃証人ならば、息子さんだけで十分です」

裁判長「弁護士、水桶さん りっしょうしゅし についての立証趣旨は何ですか」

弁護士「事故当時の本件柿の木の様子のほか、この地域での柿の生産実態について確認したいと思います」

裁判長「わかりました。弁護人の請求する証人についても採用します」

証拠調べ

裁判長「それでは証拠調べに入ります」

検察官、各書面を書記官に提出する。書記官は、それらを受け取り、裁判長に渡し、そのあと、書面の写しを弁護人にも渡す。各人、証拠類を確認する。

続いて検察官から証拠の説明がなされる。とくに、死体検案書によれば蟹座刃佐美の死因は頭蓋骨粉碎骨折であること、頭蓋骨粉碎骨折の原因として固い物がぶつかったと思われること、その物というのが被告人の収穫し投げた柿であること、など。

裁判長「それでは、証人調べを行います。かにざかつと 蟹座勝人さんは出廷していますか」

検察官「はい、在廷しています」

裁判長「それでは証人は中に入ってください」

証人蟹座勝人、バーから中に入ってきて、証言台の前に近寄る。

裁判長「証人、証言台の前に立ってください。名前は何と言いますか」

証人蟹座「蟹座勝人です」(※cut)

裁判長「生年月日は？」

蟹座「1999年6月29日です」(※蟹座)

裁判長「職業は？」

蟹座「果樹園の経営をしています」

裁判長「住所は？」

蟹座「岐阜県瑞穂市桃栗3番地 です」(※桃栗3年柿8年)

裁判長「それでは、これからあなたを証人として尋問しますが、その前にうそをつかないという宣誓をしていただきます。傍聴人も起立してください。その紙(=宣誓書のこと)に書いてある文字を声に出して読んでください」

傍聴人が起立して見守る中、蟹座、宣誓する。宣誓が終わったら、裁判長は傍聴人を着席させる。

裁判長「証人は今、宣誓したとおりに正直に述べてください。うそをつくとなあなた自身が偽証罪として処罰されることとなります。また、あなたには、自らに関して不利益なことを供述させられない権利があります。証言を求められた場合に、あなたは証言を拒否することができます。それでは検察官どうぞ」

検察官「はじめにお母様を亡くされたことにはさぞやご心痛のことと思います。心からお悔やみ申し上げます。まずお尋ねしますが、あなたは被告人とどのような関係ですか」

蟹座「近所付き合いが以前からありましたのでよく知っています。母が以前、被告人のおにぎりにするためのコメの収穫作業を手伝ったことがきっかけで、うちの果樹園にも被告人がよく手伝いに来るようになりました」

検察官「では、当日の収穫作業のことについて教えてください」（※10月26日：柿の日）

蟹座「はい。当日は、10時半にうちの果樹園に3人が集合して、簡単な打ち合わせの後にさっそく作業に取り掛かりました。」

検察官「どんな作業手順だったのか、具体的に教えてください」

蟹座「母と私は木に登れないので、下で作業をしました。木に登った被告人の摘み取った柿を私たちが下で受け取り、それを箱に入れて、さらにその箱を台車に乗せて軽トラックのところまで運び、それからその箱をトラックの荷台に積む、という作業です」

検察官「なるほど。今あなたは、下で柿を受け取ったとおっしゃられましたが、どんな風に受け取るのですか、手渡しですか、それとも木の上から投げられた柿を受け取るのですか」

蟹座「はじめのうちは、数個ずつの柿を木から降りてきた被告人から手渡しで受け取るという感じでしたが、そのうちに木の上から1つずつ投げ渡すようになりました。ちょうどキャッチボールするような感じです」

検察官「はじめは被告人が上り下りしていたが、途中から木の上から投げ渡すように変わったのですね。では、どうして途中から変わったのでしょうか」

蟹座「その方が上り下りしなくて済む分、早く作業ができるからです」

検察官「なるほど。では、その柿を下でキャッチボールのように受け取った方法ですが、手で受け取るのに痛くはなかったですか」

蟹座「痛いと言えば痛いです」

検察官「これまで収穫経験のある桃や梨と比べて固い感じですか」

蟹座「柿は固いと言えば固いのですが、桃や梨の場合には、母と自分とだけで作業をするときには梯子を使っていたので、このような収穫の方法ではな

かったので……」

検察官「今回の柿の作業には梯子は使わなかったのですか」

蟹座「ええ、被告人が木登りが得意だということで、そんなものは要らないという
ことでした」

検察官「そして、作業が進んでいくわけですが、そのうちに被告人の投げた柿
がお母様の頭に直撃した、ということですね」

蟹座「ええ。母のぎゃあという叫び声が聞こえて、振り向くとその場に倒れて
いました」

検察官「ありがとうございます。検察官からは以上です」

裁判長「それでは弁護人、^{はんたいじんもん}反対尋問はありますか」

弁護人「ぎゃあというお母様が発せられた叫び声のことですが、あなたはその
瞬間を目撃していたのですか」

蟹座「直接は見ていません。私はちょうど、柿を詰めた箱を台車に載せようと
していたところだったので」

弁護人「見てはいなかったのですね。ところで収穫の時期というのはどんな風
に決めるものなのでしょうか、つまり、柿の実の成熟具合についてですが」

蟹座「柿の栽培は初めてだったので、桃や梨とは勝手が違い、いろいろなこと
が試行錯誤でした。だから収穫の時期もよくわからなかったのです。でも、
ある時に気が付いたら、下に柿が落ちていたので、もうそろそろ早く取らな
いといけないだろうか、というようなことを母と相談していました」

弁護人「以上です」

裁判長「では裁判所からお尋ねします。先ほど収穫時期を決めるのにあたって、
すでに柿が下に落ちていたということですが、それは1つですか？」

蟹座「いえ、気が付いた時にはもっと落ちていました。少なくとも1つ2つと
いう感じではなかったです」

裁判長「分かりました。では証人、戻っていただいて結構です」

続いて、証人医師 温井圀炉裏 が出てくる。

裁判長「証人、証言台の前に立ってください。名前は何と言いますか」

証人 医師「温井圀炉裏ぬくいいろりです」

裁判長「生年月日は？」

医師「1978年1月16日です」（※圀炉裏の日：イイロ）

裁判長「職業は？」

医師「瑞穂市立甘栗病院みずほ あまぐりの医師です」

裁判長「住所は？」

医師「瑞穂市八幡1-6-1 です」

裁判長「それでは、これからあなたを証人として尋問しますが、その前にうそをつかないという宣誓をしていただきます。傍聴人も起立してください。証人はその紙に書いてある文字を声に出して読んでください」

傍聴人が起立して見守る中、医師、宣誓する。宣誓が終わったら、裁判長は傍聴人を着席させる。

裁判長「証人は今、宣誓したとおりに正直に述べてください。うそをつくとなんた自身が偽証罪として処罰されることとなります。また、あなたには、自らに関して不利益なことを供述させられない権利があります。証言を求められた場合に、あなたは証言を拒否することができます。それでは検察官どうぞ」

検察官「蟹座刃佐美さんの死因についてですが、頭蓋骨粉碎骨折ということでよろしいのですね？」

医師「はい」

検察官「この骨折は、何か固い物がぶつかって生じる症状だと理解していいのですね？」

医師「はい」

検察官「あなたの認識ではその固い物が柿だというのですね？」

医師「はい」

検察官「ではなぜ、柿だとわかったのですか」

医師「救急搬送を受けたときに、救急隊員から柿を引き継ぎました。血液のようなものが付着していたので、これがぶつかったのかも知れないとまずそのことを疑いました」

検察官「あなたは以前にもこれと似たような患者さんを診察したことはありますか」

医師「はい。その方もやはり農作業中に、落ちてきた桃が頭にぶつかったということで、何ともない感じだけでも心配だから診てほしいということでした。いろいろと検査もしてみましたが確かに大したことはなかったように記憶しています」

検察官「その桃の患者さんと比べて、今回の蟹座刃佐美さんの状態はどうでしたか」

医師「深刻な状態でした。残念ながら救命することもかないませんでしたし……」

検察官「蟹座さんの場合は、桃の患者さんの場合よりもかなり強い衝撃を頭に受けたと考えていいのでしょうか」

医師「ええ、そうだと思います」

検察官「ありがとうございます。検察官からは以上です」

裁判長「弁護人からは何かありますか」

弁護人「その柿についてですが、その柿が落ちてきた、つまりは自然落下した柿と、収穫して投げた柿かどうか、あなた自身は区別がつかますか」

医師「いや、無理だと思います」

弁護人「弁護人からは以上です」

裁判長「続いて裁判所からお尋ねします。あなたの認識では、桃の患者さんは大したことなかったものの、蟹座さんは深刻だったということですが、ぶつ

かった物が柿と桃とではそんなにも症状が異なるのでしょうか」

医師「桃はこの近辺でよく栽培されているので知っていますが、柿については今まで見たこともありませんでした。だから持った時には桃とは異なり、固いなどという程度にしか思わなかったのですが、救急搬送で引継ぎを受けたときのことなどから、蟹座さんの骨折は柿が原因なのだろうと判断しました」

裁判長「蟹座さん自身が特異体質で、例えば衝撃に特に弱い頭蓋骨をしていたというような事情はありませんでしたか」

医師「それは何とも言えません。わかりません」

裁判長「裁判所からは以上です。証人は下がっていただいて結構です」

続いて、証人、地域住民の水桶隠元が出てくる。

裁判長「証人、証言台の前に立ってください。名前は何と言いますか」

証人 住民「^{みずおけいんげん}水桶隠元です」

裁判長「生年月日は？」

住民「1954年12月1日です」

裁判長「職業は？」

住民「現在は無職ですが、長く農協に勤めておりました」

裁判長「住所は？」

住民「^{みずほ}瑞穂市枝光5-9-1 です」

裁判長「それでは、これからあなたを証人として尋問しますが、その前にうそをつかないという宣誓をしていただきます。傍聴人も起立してください。証人はその紙に書いてある文字を声に出して読んでください」

傍聴人が起立して見守る中、住民、宣誓する。宣誓が終わったら、裁判長は傍聴人を着席させる。

裁判長「証人は今、宣誓したとおりに正直に述べてください。うそをつくとななた自身が偽証罪として処罰されることになります。また、あなたには、自らに関して不利益なことを供述させられない権利があります。証言を求められた場合に、あなたは証言を拒否することができます。それでは弁護人どうぞ」

弁護人「あなたは当日何をしていましたか」

住民「蟹座さんの果樹園で柿の収穫作業を見学していました」

弁護人「どうして見学をしていたのですか」

住民「以前から蟹座さんの果樹園の柿の木については町中の噂になっていました。というのも、この地域では一般の方で柿を食べたことのある人はもちろん、柿を見たことのある人でさえほとんどいなかったと思います。蟹座さんのところで、そんな珍しい本物の柿がなっているというだけではなく、収穫するところまで見られるというのは、私自身の仕事柄もありますが、めったにないチャンスだと思ったのです」

弁護人「あなたは長く農協職員としてお勤めだったわけですが、仕事のなかでこれまでに柿を取り扱ったことはありましたか」

住民「これまでに、柿が市場に出たことはあるにはありましたが、それでもそれらの柿はこの地域のものではなかったし、そもそも柿の入荷自体が極めて珍しいことです。40年以上の間この仕事をしてきましたが、私自身が口にしたことは商品確認のために1度だけです。この地域で栽培されていないのでほとんど入荷を見たことがありません」

弁護人「桃や梨に比べて柿の栽培は難しいのでしょうか」

住民「それはわかりません。しかし、誰も柿のことを知らないので、農家としてもどうやって栽培していいかもわからないわけです。そういう意味では難しいと言えば難しいのだらうと思います」

弁護人「当日の柿の木の様子ですが、3人が収穫した柿のほかに、地面に落ちていた柿はありましたか」

住民「ええ、具体的な数までは覚えていませんが、確かにいくつか落ちていました」

弁護人「ありがとうございます。弁護人からは以上です」

裁判長「それでは検察官、^{ほんたいじんもん}反対尋問はありますか」

検察官「蟹座さんに柿がぶつかった瞬間は見ていましたか」

住民「はい。ちょうど私自身が収穫された柿を手に取りじっくり見ていた時に、横にいた蟹座さんに柿がぶつかりました」

検察官「柿が飛んできた方向はわかりますか？」

住民「そこまではわかりません。柿に夢中だったので、視界に蟹座さんが少し入っていたという程度なので」

検察官「……。収穫の様子ですが、被告人が上から投げた柿を下で蟹座さんたちが受け取るというのでしたね」

住民「はい。はじめは投げる間隔がゆっくりでしたが、リズムが合うというのか、次第に早くなってきました。正直危なくないのかなとは思いましたが、あ、でも、柿自体どういうものかわからなかったの、こんなものかなのかなと」

検察官「検察官からは以上です」

裁判長「先ほどの、危ないと思ったというのは、具体的にはどういうことですか」

住民「あ、いや、柿自体がよくわからないことの多い果物なので、こういう収穫方法でいいのかなということです」

裁判長「……。そうですか。ところで、あなた自身は柿の収穫の経験はないのですね？」

住民「もちろん、ありません」

裁判長「では、証人は下がっていただいて結構です」

被告人質問

裁判長「これから被告人質問をします。被告人は、前に立ってください」

被告人、証言台の前に立つ。

裁判長「まず弁護人からどうぞ」

弁護人「あなたは、今、蟹座刃佐美さんについて、どのように思っていますか」

被告人「私の田んぼで、おにぎりにするためのコメの収穫作業を手伝ってもらったことがきっかけで、親しくしてもらっていましたが、柿がどんなものかよく知らなかったとは言え、このような結果になったことはお詫びのしようもありません」

弁護人「柿の収穫作業を手伝うという約束を蟹座さんとしていたということですが、それはどうしてですか」

被告人「コメの収穫作業のお礼の気持ちです。何より蟹座さんは木に登れないので代わりに登って手伝いたいとずっと思っていました」

弁護人「当日は梯子を使わなかったということですが、これまでの桃や梨の時も使わなかったのですか」

被告人「はい。木に登るのは得意なので」

弁護人「柿をキャッチボールのように投げ渡すということでしたが、その投げるときはいつもあなたは蟹座さんの方を向いていたのですか」

被告人「見ていたはずですが、そうでなければうまく受け取ってもらえないですから」

弁護人「わかりました。以上です」

裁判長「検察官からありますか」

検察官「あなたは柿を収穫するのは初めてでしたね」

被告人「はい」

検察官「柿を収穫するのにあたって、その収穫方法について、知っている人に聞いてみたり、調べてみたりしましたか」

被告人「周りの人には聞きましたが、誰も知らないということでした。自分でも調べようとはしましたが、どう調べていいのかもよくわかりませんでした」

検察官「ところで、蟹座さんのぎああという悲鳴は覚えていますか」

被告人「はい」

検察官「その瞬間のことですが、それはあなたが柿を投げた後ですか」

被告人「気が動転していたので、今となってはもうよく覚えていません」

検察官「以上です」

裁判長「先ほど弁護人からの質問に、キャッチボールのように投げるから蟹座さんの方を向いて投げたはずだということですが、投げたはず、というのは？」

被告人「これも今ではよく覚えていないので」

裁判長「裁判所からは以上です。被告人は元の席に戻ってください」

被告人、元の席に着く。

論告・求刑、最終弁論、最終陳述

裁判長「検察官、論告・求刑を行ってください」

検察官「被告人は、未知の柿の収穫作業が安易に梨や桃の作業と同様であると考え、特段にその安全な収穫方法を調べることもせず、また作業当日は、安全確認をしながら作業をする義務があったのにもかかわらず、これを怠りました。ぶつかれば危険であることは容易に予見でき、また、結果発生を回避することが容易にできたにもかかわらず、そうした措置も採りませんでした。以上のことは、検察官提出の各書面・証人から十分に立証できておりま

す。相当法条適用のうえ、被告人に対して禁錮3年を求刑します」

裁判長「弁護士、最終弁論を行ってください」

弁護士「被告人は、木に登れない蟹座刃佐美さんのために思い柿の木に登り収穫作業に従事しました。あいにく被告人の居住する地域では柿の収穫方法について知る者が全くいませんでした。残念ながら、蟹座さんは死亡してしまいました。こうした危険性については誰にも予見もできないうえ、回避措置をとることもできません。また、何よりも、被告人が投げた柿が頭蓋骨粉砕骨折の原因であるとするには合理的疑いがあります。本件は関係者にとって不幸な要因の重なった単なる事故に過ぎません。被告人は無罪です」

裁判長「被告人は前に立ってください」

被告人、証言台の前に立つ。

裁判長「最後に何か言っておきたいことはありますか」

被告人「蟹座さんにはお詫びのしようもありません。でも、柿でこんなことになるとは全く思いもしませんでした」

裁判長「以上ですか」

被告人「はい」

裁判長「ではこれで結審とします。次回公判は、判決を言い渡します。期日は11月27日、14時40分としたいと思いますが、弁護士、検察官よろしいでしょうか」

弁護士「はい」

検察官「はい」

裁判長「それでは被告人は、11月27日14時40分、出廷してください」

(了)

起訴状

2020年5月29日

九州国際大学地方裁判所 岐阜支部 御中

九州国際大学地方検察庁 岐阜支部
検察官検事 蜂糞 白太郎

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍：岐阜県瑞穂市桃栗13番地
住所：本籍に同じ
職業：農業

(在宅) 山野 猿男
1992年8月7日生

公訴事実

被告人は、2019年10月26日午後0時30分頃、蟹座刃佐美が所有する岐阜県瑞穂市桃栗28番地所在の果樹園において、柿の木に登って柿の収穫作業を行っていたところ、柿が当たれば死傷することが容易に予見でき、また、死傷の結果も容易に回避できたにもかかわらず、これらの注意義務を怠って漫然と収穫作業を続け、重大な過失により同女の頭部に柿をぶつけ、以って同女を頭蓋骨粉碎骨折により死亡させたものである。

罪名および罰条

重過失致死 刑法第211条後段

冒頭陳述書

九州国際大学地方裁判所 岐阜支部 御中

2020年6月12日

被告人 重過失致死 山野 猿男

九州国際大学地方検察庁 岐阜支部
検察官検事 蜂糞 白太郎

検察官が証拠により証明しようとする事実は、下記の通りである。

記

第一 被告人の身上・経歴

被告人は、1992年8月7日、岐阜県瑞穂市桃栗13番地の農家に山野猿吉とその妻猿子の長男として出生し、ほかにきょうだいはおらず、幼少のころからいたずら好きで、近所からも手のかかる子といわれ、両親に溺愛され甘やかされて育った。2011年3月、それまで手伝い程度であった家業の稲作農業を継ぎ、現在では一人で稲作農家を営んでいる。

第二 本件事件に至る経緯

一 被告人は、被害者蟹座刃佐美とは、互いに住居が近いことから、日ごろから近所付き合いがあったが、2011年秋、被告人がおにぎりにするためのコメを収穫する際に、不器用に鎌で稲を刈っていたところ、たまたま付近を通行中であった同女がこれを見かねて自ら所持していたはさみを器用に使いこなしながら収穫作業をしたことから、被告人は、同女の作業の手際の良さにいたく感心し、以来、毎年のようにおにぎりにするためのコメの収穫時期が来ると、被告人は、同女に対して収穫作業の手伝いを依頼するようになり、また被告人自身も、同女の経営する果樹園で桃、梨など果実の収穫作業等を手伝うようになった。

二 2011年10月頃、被告人は、同女の果樹園にて梨の礼肥作業中におやつとして摂食した

シナリオ：模擬裁判「猿蟹合戦」

柿の食べかすを同敷地内に廃棄したところ、後日、柿の種が発芽し、同女がこれを機会に柿の木を成育させることを述べたので、被告人は、8年後に柿の実がなったときには収穫作業を手伝う旨、同女に対して約束をした。

第三 本件事件の状況

一 被告人は、蟹座刃佐美より柿の実がなっていることの連絡を受け、かねてよりの約束通り、柿の収穫作業を手伝うべく、2019年10月26日午前10時30分頃、瑞穂市桃栗28番地所在の同女所有の果樹園に自己所有の軽トラックで向かった。

二 同日午前10時40分頃、被告人は、現地において、被害者とその息子蟹座勝人と合流し、収穫作業を開始した。

三 被告人は、柿の実を一定量収穫しては木から降りて2人に手渡し、また木に登るという作業を繰り返していたが、作業効率が悪いと考え、樹上から2人に投げ渡すように作業手順を切り替えた。

四 被告人は、収穫作業に夢中になるあまり、もいだ柿を次第に被害者の方を向いて確認して渡すという作業手順を怠り、地上での作業の進行状況の確認をしないまま投げるようになった。

五 同日午後0時30分頃、被告人の投げた柿が蟹座刃佐美の頭部に当たり、同女はその場に倒れ、息子勝人の通報により、瑞穂市立甘栗病院に救急搬送されたが、同日午後1時00分、同病院において、頭蓋骨粉砕骨折による死亡が確認された。

第四 情状

被告人は、安全に配慮しながら収穫作業を行うという注意義務があるにもかかわらず、よそ見をして受け渡せば地上の作業者にぶつかり、危険であることは容易に予見ができ、また、丁寧に作業を行えば死亡の結果を容易に回避できたにもかかわらずその措置を採らず、漫然と収穫作業をしたことにより、被害者を死に至らしめたものである。被告人は、柿の収穫作業についての知識を有する者が集落にはおらず、自身はもとより誰にも予見はできなかったと主張しているが、柿を投げて人に当たれば死亡する危険があることは農家であれば当然熟知しているべきことであり、これを怠り死に至らしめた事実は極めて悪質である。

以上

令和2年(わ)第124号

被告人 山野 猿男

弁論要旨

九州国際大学地方裁判所 岐阜支部 御中

2020年6月26日

弁護人 白蜂 栗之介

第一 基本的主張

本件は、柿の収穫作業について全く知識・技能を有しない被告人が、木に登れない蟹座刃佐美のために思い同女に代わって自ら木に登り収穫作業を手伝うなかで生じた、不幸な事故に過ぎない。同女に当たったとされる柿については、被告人の収穫した柿以外にも考えられるばかりではなく、仮にそうだととしても、稲作農家である被告人はもとより、被告人の居住する地域では、柿の栽培・収穫に関する知識・経験を有する者が全くおらず、収穫作業の危険性を予見できるとは言えず、また、同女の死亡を回避する措置も採りようがなかったことから被告人に過失があるとは言えず、無罪である。なお、被告人は事故後、同女遺族に対して真摯に謝罪を述べ、また被害弁償の申し出もしているが、同女の関係者からはこれを拒絶されている状態である。

第二 本件事故に至る経緯について

一 被告人は、1992年8月7日、岐阜県瑞穂市の農家に一人息子として出生し、両親の愛情を一心に受けて大切に育てられた。

二 被告人は、両親の稼業である稲作農家を継ぎ、一人で稲作農業に従事していたが、蟹座刃佐美とは近所付き合いもあったことから、互いの農作業を手伝う間柄であったところ、被告人が同女の果樹園で柿を摂食した際、廃棄した柿の種が発芽し、同女がこれを育成させる旨の発言をしたことから、8年後柿の実がなった際には、被告人は木に登れない同女のために収穫作業を手伝うことを約束していた。

第三 本件事故の状況

一 被告人は、2019年10月26日午前10時30分頃、柿の木に登れない蟹座刃佐美に代わって柿の収穫作業を行うため、果樹園に向かい、現地において、蟹座刃佐美とその息子

勝人^{かつと}とともに収穫作業にあたった。

二 被告人が登っていた木には多数の柿の実がなっていたほか、地上には多数の自然落下した柿が散乱しており、被告人自身が投げた柿と自然落下した柿とが明確に判別できる状況にはなかった。

三 被告人の居住する地域にあつては、柿の栽培経験を有する者が全くおらず、今回の収穫作業においても当然ながら、被告人はもとより、蟹座刃佐美、蟹座勝人の両人も含め、関係者全員がいずれも柿の収穫に関する技術・知識を有しない中で作業を行わざるを得なかった。

第四 結論

蟹座刃佐美に当たったとされる柿が、被告人の収穫した柿と同定することには合理的な疑いが存在する。また、被告人は稲作農家であるために、柿の木の栽培はもちろん柿の収穫作業についての知識・経験を全く有していない。被告人はもちろん、集落の者にも柿の栽培、収穫の知識・経験を持つ者が一切いないことから、被告人において収穫作業の危険性はおよそ予見できるものではなく、また同女の死亡を回避する措置も採ることはできなかった。本件は、被告人が柿の木に登れない蟹座刃佐美のためを思って自ら木に登り柿の収穫作業に従事する中で起きた不幸な事故である。被告人は無罪である。

以上